

障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会 開催要綱

1 趣旨

芸術活動は障害者にとって重要な社会活動の一つであり、これまで主に福祉的な観点から支援が図られてきた。近年では、既成の概念にとらわれないその芸術の特性が、国内外において一定の評価を受けるようになってきており、芸術活動を通じた障害者の社会参加の一層の促進が期待されるとともに、その芸術の特性は、芸術文化一般の発展に寄与する可能性を秘めていると考えられる。一方で、芸術活動に取り組む障害者やその家族、支援者等に対する支援や、障害者による芸術作品の価値が認知され、展示等につなげていくための取組等が未だ不十分であることから、障害者の芸術活動に関して一層の支援を図るため、有識者による専門的な検討を行う。

2 検討事項

- 障害者、その家族、支援者等に対する支援
 - (例)
 - ・ 障害者の芸術作品の展示機会の確保に関する支援
 - ・ 障害者の芸術作品の著作権の保護等に係る支援
- 障害者の芸術作品の展示等を推進するための仕組み
 - (例)
 - ・ 障害者の芸術作品の発掘・収集・保存等を行う仕組み
 - ・ 障害者の芸術作品の展示、発信等が推進されるようにするための仕組み

3 構成員

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出する。
- (3) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることが出来る。

4 運営等

- (1) 懇談会は、文化庁文化部長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が、有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 懇談会の庶務は、文化庁文化芸術文化課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において行う。
- (3) 懇談会は、原則として公開とする。

べっし
(別紙)

しょうがいしゃ げいじゅつかつどう しえん すいしん こんだんかい こうせいいん
障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会 構成員

あおやぎまさのり どりつぎょうせいほうじんこくりつびじゅつかんりじちよう こくりつせいようびじゅつ
青柳正規 独立行政法人国立美術館理事長、国立西洋美術
かんちよう
館長

いまなかひろし しゃかいふくしほう
今中博之 アトリエインカーブクリエイティブディレクター、社会福祉法
じんそおうかいりじちよう いちきゅうけんちくし きょうとだいがくちいぎけんきゅう
人素王会理事長、一級建築士、京都大学地域研究
そうごうじょうほう けんきゅういん
総合情報センター研究員

おかべたろう ざいだんほうじん いえじむきょくちよう
岡部太郎 財団法人たんぽぽの家事務局 長

しげみつゆたか とくていひえいりかつどうほうじんしょうがいしゃげいじゅつすいしんけんきゅうきこうてん
重光豊 特定非営利活動法人障害者芸術推進研究機構天
さい ふくりじちよう きょうとしきょういくいいんかいし
才アートミュージアム副理事長、京都市教育委員会指
どうぶそうごういくせいしえんかさんよ
導部総合育成支援課参与

すずききょうこ こくさいしょうがいしゃこうりゅう じぎょうきかくか
鈴木京子 国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)事業企画課
ちよう
長

すずきまりえ げいじゅつかつどう おこな しょうがいとうじしゃ
鮎万里絵 芸術活動を行っている障害当事者

たなかまさひろ しゃかいふくしほうじんぜんにっぽんで いくせいかいじょうむりじ
田中正博 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 常務理事

たばたかずえ しゃかいふくしほうじんしがけんしゃかいふくしじぎょうだんきかくじぎょうぶじちよう
田端一恵 社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団企画事業部次長

なかくほみつあき べんごし
中久保満昭 弁護士

ひびのかつひこ とうきょうげいじゅつだいがくきょうじゅ
日比野克彦 東京芸術大学教授

ほさかけんじろう どりつぎょうせいほうじんこくりつびじゅつかん とうきょうこくりつきんだいびじゅつかん
保坂健二郎 独立行政法人国立美術館・東京国立近代美術館
しゅにんけんきゅういん
主任研究員

ほんごうひろし とうきょうげいじゅつだいがくびじゅつがくぶきょうじゅ
本郷寛 東京芸術大学美術学部教授

けいしょうりやく おんじゅん
(敬称略、50音順)